

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(1月1日)現在に、岩国市内の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者等に対して、固定資産税・都市計画税の賦課事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用している。 ① 固定資産税・都市計画税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知その他の賦課事務、調査事務 ② 固定資産税・都市計画税の減免(生活保護等)
③システムの名称	1. 住記・税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税及び都市計画税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 (情報提供の根拠となる項) なし (情報照会の根拠となる項) 48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市役所 総務部 総務課 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話(0827)29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市役所 総合政策部 課税課 土地班・家屋償却資産班 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話(0827)29-5055・5056
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、特定の者が行うこととし、4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。 特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、特定の者が行うこととし、4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。 特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 吉川 博雄	課税課長 上原 俊彦	事後	平成28年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 上原 俊彦	課税課長 中本 十三夫	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 主務省令第16条	番号法第9条第1項 別表第一16の項 主務省令第16条	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 中本 十三夫	課税課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき、賦課期日(1月1日)現在に、岩国市内の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者等に対して、固定資産税の賦課事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務に利用している。 ① 固定資産税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知その他の賦課事務、調査事務 ② 固定資産税の減免(生活保護等)	・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(1月1日)現在に、岩国市内の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者等に対して、固定資産税・都市計画税の賦課事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用している。 ① 固定資産税・都市計画税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知その他の賦課事務、調査事務 ② 固定資産税・都市計画税の減免(生活保護等)	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一16の項 2. 主務省令第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 番号法第9条第1項 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 (情報提供の根拠となる項) なし (情報照会の根拠となる項) 48	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会は、特定の者が行うこととし、4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。 特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 住基ネット照会は、特定の者が行うこととし、4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。 特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更